

令和元(2019)年度  
周南市行政評価のまとめ

---

令和2(2020)年5月  
財政課 行財政改革推進室

---

## 1. はじめに

本市においては、平成 17(2005)年度より、予算小事業を主な単位として所管課における事後評価を実施する「事務事業評価」を導入しました。また、外部委員による外部評価も行うなど、事務事業の見直しに生かしてきました。

平成 20(2008)年度からは、「まちづくり総合計画」の基本計画に掲げる基本施策を評価する「施策評価」を実施しており、市議会においても、平成 24(2012)年度から、事務事業評価の結果を参考に行政評価を行うなど、積極的に取り組まれているところです。

また、平成 25(2013)年度からは、「周南市版マネジメントシステム」を導入し、システムの中核をなす「部・課の運営方針書」「事務事業評価」を連動させ、その結果を次年度の予算編成に反映させるとともに、行政資源である「ひと・もの・かね」の適正配分を行うための取組である「サマーレビュー」を企画課・財政課・人事課が連携して展開・実施してきました。

令和元(2019)年度からは、内部事務システムによる事務事業評価を導入し、業務の効率化や実施計画・予算編成との連携を目指した評価方法の確立に取り組んでいます。

### ■これまでの行政評価の取組

年度	行政評価		備考
	事務事業評価	施策評価	
平成 22 年度 (2010 年度)	実施 (825 事業)	—	周南市版事業仕分け実施 (29 事業)
平成 23 年度 (2011 年度)	実施 (790 事業)	実施 (47 基本施策)	外部評価実施（事務事業評価で実施：21 事業）

2

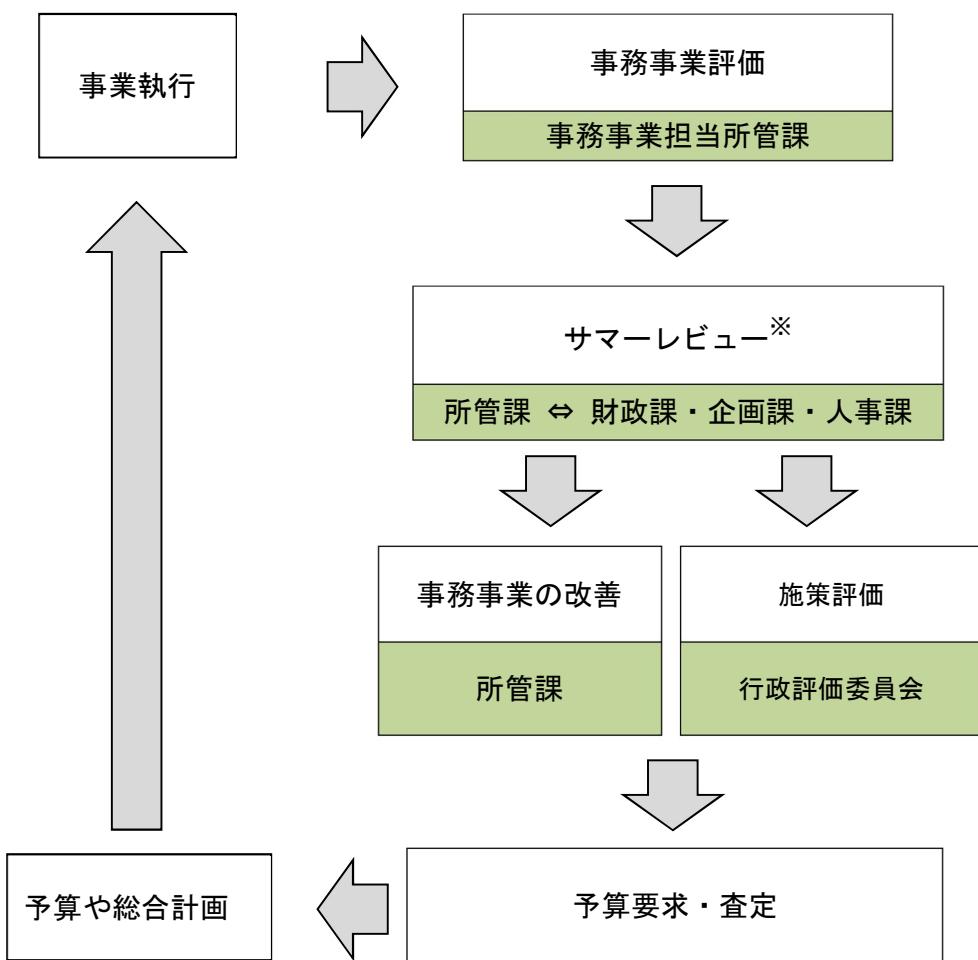
平成 27 年度 (2015 年度)	実施 (891 事業)	—	
平成 28 年度 (2016 年度)	実施 (822 事業)	実施 (149 推進施策)	
平成 29 年度 (2017 年度)	実施 (785 事業)	実施 (149 推進施策)	
平成 30 年度 (2018 年度)	実施 (780 事業)	実施 (149 推進施策)	
令和元年度 (2019 年度)	実施 (785 事業)	実施 (149 推進施策)	内部事務システムによる事務事業評価開始

## 2. 行政評価の概要（行政評価とは）

行政評価とは、「PDCA サイクル」を基本として、市が実施する行政活動（市の行政活動である「政策」「施策」「事務事業」により構成）について、その効果等を一定の基準のもとに評価・検証・見直しを行い、その結果を再度行政活動に生かしていくことで、市が定めるまちづくりの目標に向かって着実な進歩を図るための、まちづくりを下支えする手段・ツールの一つです。

本市における行政評価は「事務事業評価」と「施策評価」により実施しています。

### ■行政評価の流れ（概略図）



\* サマーレビュー：次年度予算編成に向けて事業の見通しや予算の洗い出しを目的に、財政課・人事課・企画課などが主体となって実施するヒアリング

## 2.1 行政評価の主な目的

- ◆ 成果志向の行政運営（行政活動の目的・達成目標の明確化）
- ◆ P D C A サイクルを基本とする「行政マネジメントサイクル」の確立（行政活動の評価・検証・改善による効率的で効果的な行政運営の推進）
- ◆ 情報共有化の促進と説明責任の向上
- ◆ 職員の意識改革

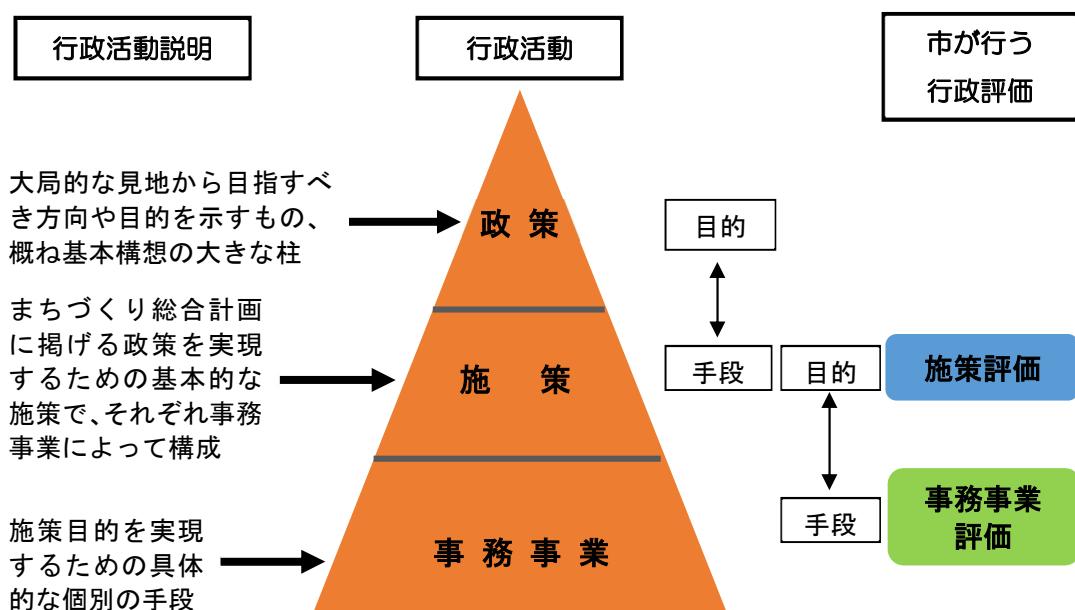
## 2.2 まちづくり総合計画の体系と行政評価の関連

行政評価は、まちづくり総合計画に沿って展開・実施される行政活動を対象として行い、その行政活動は政策・施策・事務事業の3層構造となっています。

本市においては、この行政活動のうち、政策を構成する施策、そして施策の下の各事務事業についてそれぞれ評価・検証を実施することで、政策の円滑な実施につなげています。

施策を対象とする評価が「施策評価」であり、事務事業を対象とする評価が「事務事業評価」です。

### ■ まちづくり総合計画の構造



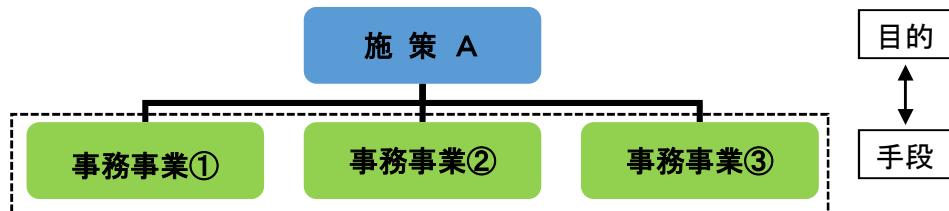
## 2.3 事務事業評価と施策評価について

### (1) 事務事業評価とは

事務事業は、施策の目的を実現するための個別の事務や事業で、事業における最小単位です。

施策は、通常複数の事務事業により構成されており、その事務事業の評価・検証を行うのが「事務事業評価」です。

#### ■例図



#### ◆評価主体

事務事業を所管する課にて自己評価を行います。

#### ◆具体的な評価の方法

事業実施年度の翌年に、事務事業ごとに各評価項目についてあらかじめ設定した事業の目標や活動指標の目標値などの達成度や事業にかかるコストの推移、環境変化等の分析結果を踏まえ、目的妥当性・有効性・効率性の項目について自己評価をします。

各項目の自己評価結果に割り当てられた得点を合計し、その点数により「総合評価」として事務事業を、A～D の 4 段階の評価に分類します。

#### ■事務事業評価項目の分類

分類	評価項目
目的妥当性評価	① 市が関与すること（税金投入）は妥当か
	② 事務事業の目的（対象・意図）は妥当か
	③ 事務事業の目標（活動指標等）は妥当か
有効性評価	④ 計画通り実施できたか
	⑤ 事務事業の目標（活動指標等）を達成できたか
	⑥ 上位施策に貢献することができたか
	⑦ 事業の成果を向上させる余地はあるか
効率性評価	⑧ 投入経費（コスト）削減の余地はあるかを実施したか
	⑨ 同じ目的を持つ他の事業はないか、その事業と統合・代替できないか
	⑩ 事業の実施手段は最適か

### ◆目的妥当性評価とは

事務事業の目的や市が事務事業を担う必要性が、社会経済情勢や時代ニーズに照らして妥当であるかどうか等の評価

### ◆有効性評価とは

事務事業の施策等に対する貢献度や事務事業の達成度（事業活動における成果）などについての評価

### ◆効率性評価とは

事務事業の実施方法等の効率性、費用対効果（コストパフォーマンス）、用いる手段・方法・方策の妥当性についての評価

## ■事務事業評価結果の分類

総合評価	評価結果の分類	解説
A	目標を達成した (計画通りに事業を進めた)	<ul style="list-style-type: none"><li>環境変化などに柔軟に対応できる体制を維持しながら、計画通りに事業を進めることが適当である。</li></ul>
B	概ね目標を達成した (実施方法等の見直しが必要)	<ul style="list-style-type: none"><li>事業の継続は必要だが、その実施方法やコスト等を見直し、効果的・効率的な事業運営を行う必要がある。</li><li>事業の継続は必要だが、長期間事業内容の見直しが実施されておらず、効率的・効果的な事業実施のためにも、何らかの見直しが必要である。</li><li>目標達成を早めるための事業拡充も場合によっては必要である。</li></ul>
C	目標を下回る (大幅な見直しが必要)	<ul style="list-style-type: none"><li>事業の継続は必要と考えるが、その実施方法等については、大幅な見直しが必要である。</li><li>事業の継続は必要と考えるが、長期間事業内容の見直しが実施されておらず、効果的・効率的な事業実施のためにも、大幅な見直しを行う必要がある。</li><li>事業統合や外部委託、市民との協働が可能な事務事業であり、それらの積極的な活用を図る必要がある。</li></ul>
D	目標を大きく下回る (抜本的な見直し、廃止の検討)	<ul style="list-style-type: none"><li>事業目的を達成したと判断できる、又は、これ以上事業を継続しても目標を達成できる見込みはないと判断できるため、事業の廃止が適当である。</li><li>事業開始からの状況の変化により、現状のまま事業を続けることは困難である。事務事業を一旦休止するなどの対策が必要である。</li></ul>

## (2) 施策評価とは

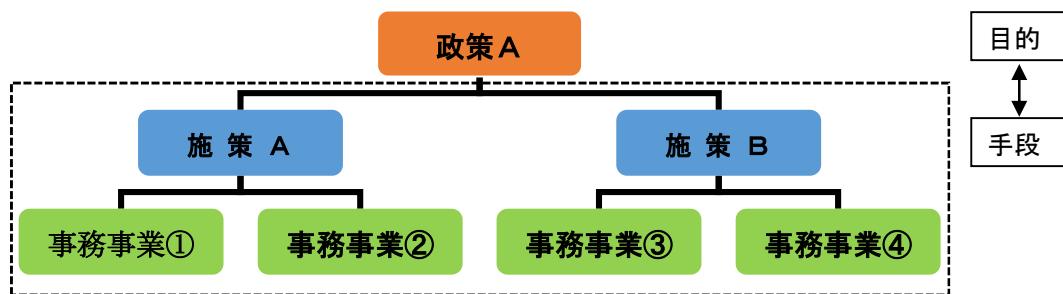
施策とは、まちづくり総合計画に掲げる取組で、「基本施策」「推進施策」で構成しています。

この推進施策を対象として評価・検証を行うのが「施策評価」です。

施策ごとに定められた目標（値）の進捗管理をベースとして、その達成度などから評価・検証を行います。

この評価・検証作業を通じて基本的な施策がより効率的・効果的に実行されることで、その基本施策によって構成され成り立っている、まちづくり総合計画の柱である政策が有効に機能することになります。

### ■例図



### ◆評価主体

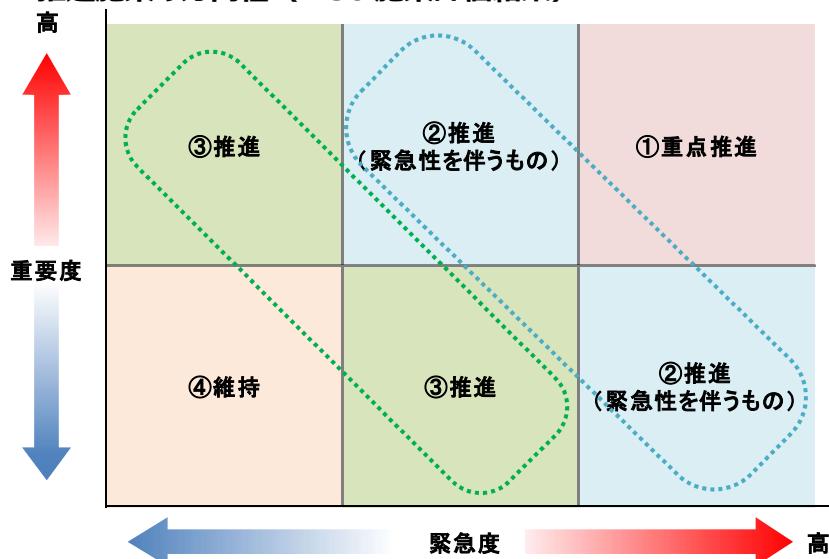
行政評価等評価委員会において評価を行います。

### ◆具体的な評価の方法

第2次まちづくり総合計画前期基本計画に掲げる 149 の「推進施策」単位について評価を実施します。

平成 30(2018)年度の施策評価において、推進施策の「重要度」「緊急性」の組合せにより、4 つの方向性（下図参照）を決定しています。

### ■推進施策の方向性（H30 施策評価結果）



令和元(2019)年度は、まちづくり総合計画前期基本計画の最終年度であることから、前年度に実施した施策評価結果について、事務事業評価結果の積み上げや、まちづくり総合計画の進捗状況、まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価結果等により総合的に判断し、施策の掲げる目標の達成度について評価をします。

#### ■ 施策評価結果の分類

評価	目標の達成度	解説
A	90%以上	目標を達成した
B	75%以上 90%未満	概ね目標を達成した
C	75%以上 90%未満	目標を下回る
D	50%未満	目標を大きく下回る

### 2.4 行政評価結果の活用指針

#### ◆ 各事務事業の見直しに活用

「事務事業評価」は、各事務事業の見直しや改善に活用するとともに、改善等について取り組む事務事業の進捗管理などにも活用します。

#### ◆ 市民と議会と行政の「行政活動」の情報の共有化に活用

市民と議会と行政が連携して、同じベクトルのもと一体になってまちづくりに取り組んでいくための基本は「情報の共有」であることから、このための情報として活用します。

#### ◆ 限られた資源である「ひと・もの・かね・情報」の適正配分に活用

施策や事務事業を効率的・効果的に進めていくための「ひと・もの・かね・情報」の行政資源の適正配分に有効活用します。

#### ◆ 最上位計画である「まちづくり総合計画」の進捗管理と見直しに活用

施策評価や事務事業評価により「まちづくり総合計画」の進捗管理を行うとともに、実施計画のローリングや基本計画の見直し・策定の際に活用します。

## 2.5 推進体制

### ◆行政改革推進本部

行政評価の取組や結果をまちづくり全般に反映させていくため、市長を本部長とする「周南市行政改革推進本部（※）」において制度の着実な推進を図っていきます。

※周南市行政改革推進本部：市長を本部長、副市長を副本部長とする庁内組織で、教育長や上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者、各所管部長等が本部員となっています。

### ◆行政評価等評価委員会

周南市が実施する行政活動に関する評価の信頼性及び客觀性を確保し、効率的かつ効果的な行政運営に寄与するため、「周南市行政評価等評価委員会<sup>※</sup>」を設置し、所管課が行った行政評価の検証などを実施しています。

※ 周南市行政評価等評価委員会：行政改革担当部長を委員長とし、周南市版マネジメントシステムの関係課長が委員となっています。

## 3. 令和元(2019)年度行政評価の取組と結果

### 3.1 事務事業評価

令和元(2019)年度は、785の事務事業を対象として「事務事業評価」を行い、その結果は以下のとおりです。

#### ◆個別事務事業の評価結果（概要）

##### ① A評価

「まちづくり総合計画策定事業費」「（仮称）西部地区学校給食センター建設事業費」など、計画どおりに事業を進めることができると考えられる 529事業

##### ② B評価

「周南緑地整備事業費」「市民活動推進事業費」など、事業の実施方法やコスト等を見直しのうえ継続することが適当と考えられる 249事業

##### ③ C評価

「住宅等耐震化促進事業費」「湯野荘管理費」など、利用促進や方向性について大幅な見直しが必要と考えられる 7事業

##### ④ D評価

抜本的な見直しが必要と考えられる事業 (該当なし)

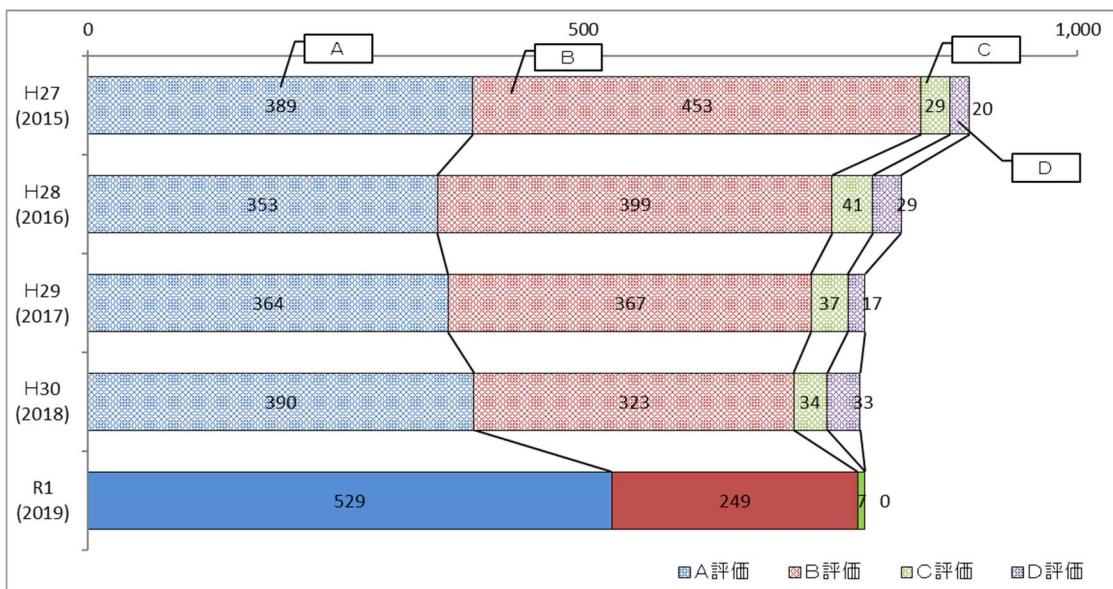
## ■令和元(2019)年度 事務事業評価結果

(単位:事業)

区分	H27	H28	H29	H30
A評価	389	353	364	390
B評価	453	399	367	323
C評価	29	41	37	34
D評価	20	29	17	33
合計	891	822	785	780

R1
529
249
7
0
785

## ■事務事業評価結果の推移



- ・H28(2017)と H29(2018)の事業数が減少したのは、各部署にて予算小事業の統合などを実施したため。
- ・R1(2019)からは、内部事務システム導入における評価により、評価方法を変更。

### 3.2 施策評価

第2次まちづくり総合計画前期基本計画に掲げる149の施策について評価を実施し、前年度の施策評価で決定した施策の方向性別に集計した結果が下表のとおりです。

#### ■ 令和元(2019)年度 施策評価結果

(単位：施策)

H30 方向性	R1 評価				
	A	B	C	D	計
① 重点推進	8	5	0	0	13
② 推進（緊急性を伴うもの）	3	7	0	1	11
③ 推進	7	16	4	0	27
④ 維持	50	32	15	1	98
計	68	60	19	2	149

### 3.3 財政効果額

◆ 令和元年度行政評価や各課の工夫等により、2年度当初予算に反映した効果額

1, 123, 330千円

#### ■ 主な内容

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| ○ 実施計画事業費等の精査       | 225, 792千円 |
| ○ 長穂児童園の閉園          | 10, 488千円  |
| ○ 新庁舎移転に伴う公用車台数の削減  | 1, 427千円   |
| ○ 県公共施設予約サービスとの共同運用 | 1, 643千円   |

## 4. 今後の課題（今後の方向性）

### ◆「まちづくり総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連動

まちづくりを計画的に展開していくためには、「まちづくり総合計画」に掲げる都市の将来像や目標、また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる基本方針や目標に沿って、各施策や事業を進めていく必要があり、そのための進捗管理と行政評価の連動を図ります。

これらの計画において、P D C A サイクルに基づく進行管理が図れるよう、行政評価との連動をさらに強化するための仕組みづくりを検討します。

### ◆「第4次行財政改革大綱」及び「緊急財政対策」との整合性

平成 29(2017)年度に予算編成時における財源不足を解消するために策定した緊急財政対策は、令和 2 (2020)年度から始まる第 4 次行財政改革大綱の実施計画である行財政改革プランに吸収し、統一的な行財政改革に取り組むこととしました。

この第 4 次行財政改革大綱行財政改革プランでは、具体的な取組項目の中で事務事業評価結果を集計することで達成度や効果額等の進捗管理を行い、第 4 次行財政改革大綱と行政評価の整合性を図ります。

### ◆行政評価システムの連携と活用 ➡ 予算編成・実施計画との連動

令和元(2019)年度より、内部事務システムによる行政評価を開始しました。

今後は、行政評価の結果を同一システム内で実施する予算編成や実施計画等と連携し、業務の効率化や各業務の負担軽減を目指します。また、評価結果をコスト面・成果面の両方向から分析し、事務事業の適正な実施や統廃合などの業務改善に反映する仕組み（行政事業レビュー）を構築します。